

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

2025年（令和7年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。

2025年（令和7年）8月7日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

75,000円

2 相手方

藤沢市

3 事案の概要

相手方が本市へ転籍した際、戸籍の婚姻日を誤って記載したことにより、離婚に伴う調停の一部について合意ができず、別途調停を行うこととなったため、これに係る費用について、相手方への賠償が発生したもの。

参 考

地方自治法 抜粋

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項の指定について 抜粋

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。

(専決事項)

1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件100万円以内のもの。
ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。